

第百二回国会 法務委員会 議 録 第十五号

(二三〇)

昭和六十年四月十六日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君

理事 龜井 静香君 理事 高村 正彦君

理事 森 清君 理事 天野 等君

理事 岡本 富夫君

井出 太郎君 上村 千一郎君

塩崎 潤君 玉置 和郎君

宮崎 茂一君 稲葉 誠一君

小澤 克介君 山花 貞夫君

中村 巖君 橋本 文彦君

伊藤 昌弘君 柴田 睦夫君

林 百郎君

出席政府委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務大臣官房審議官 稲葉 威雄君

委員外の出席者

参 考 人 侯野幸太郎君

参 考 人 日本司法書士会連合会会長

参 考 人 日本土地家屋調査士会連合会会長

参 考 人 多田 光吉君

法務委員会調査室長 末永 秀夫君

本日の会議に付した案件

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

○片岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第一類第三号 法務委員会議録第十五号 昭和六十年四月十六日

本日は、本案審査のため、参考人として日本司法書士会連合会会長侯野幸太郎君、日本土地家屋調査士会連合会会長多田光吉君の両名の方に御出席いただいております。

両参考人には、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。本案について、両参考人におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。御意見の開陳は、侯野参考人、多田参考人の順序で、お一人十五分以内に取りまとめ、お述べいただき、次に、委員からの質問に對しお答えいただきます。それでは、まず侯野参考人をお願いいたします。

○侯野参考人 参考人としてお招きにあずかりました日本司法書士会連合会会長の侯野幸太郎でございます。

国会本院におかれましては、平素司法書士制度並びに司法書士団体に對しまして格別の御理解と御指導を賜り、また現に司法書士法の一部改正法律案につきまして慎重なる御審議を賜っておりまして、冒頭厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今次法改正の柱につきましては、既に御案内のとおり、公共嘱託登記受託組織の法人化及び登録事務の連合会への移譲、並びに法務大臣の許認可行政の簡素合理化の三点でございます。

公共嘱託登記の受託組織につきましては、早く昭和四十七年から土地家屋調査士団体とともに、当時の国の土地政策を初めといたします公共事業を中心とした社会資本充実政策に沿ひまして、国民の終局的な登記手続を私ども専門家が処理することによって国民の負担にこたえたいと考えたものでございます。自來十二年余にわたりまして、

とりあえずは人格なき社団としての公嘱委員会を全国に置きまして鋭意これが対応を図ってまいつたものでございますが、嘱託登記の発注の入り口におきまして受託主体が法人格を持たないために大きなネックとなりまして、努力にもかかわらず必ずしも国民各位の負担にこたえ得なかつた面があつたわけでございます。そのためにどうしても受託組織に法人格をいただきたいということで逐年努力を続けてまいりまして、集団的な処理、すなわち司法書士の個々の身分、資格を基盤といたしまして、さらには実体的な基礎に民法第三十四条の法人という点に目標を置きまして、鋭意所管の法務省民事御当局と協議を重ねてまいつたものでございます。何と申しましても、まだまだ国の施策としては社会資本の充実及び公共事業の充実という点にはますます深められていく状況にございまして、一日も早くこれが法人を設立することにまいりまして法律実務家である司法書士が互いに連携いたしまして、迅速的確にこれが嘱託登記を処理することにおいて国民の権利を保全いたしたいと念願するものでございます。

次に、登録事務の司法書士団体への移譲の問題でございますが、これも私も集団では早く、昭和三十九年以来、先輩が司法書士自治を目標に置きまして、何としてもみずからが自主的に司法書士の身分管理をいたしたいと念願してまいつたものでございます。先般昭和五十二年法改正におきまして、本院においてもいろいろ御検討をちょうだいいたした次第でございますが、いまだその域に達せざといふことで前回の法改正には実現を見なかつたところでございまして、幸い私も内部におきまして、一層これが早期実現を要望する声が高まりまして、あわせて物的設備としての司法書士会館事務所の新設をも図るべしということ

で、昨年二月の臨時総会におきまして用地を確保することができました。五百坪の用地に高層の会館を三、四年以内に建設いたしましたので、登録事務についてもその的確な整備を図りたいという域に達した次第でございます。同じく所管法務省民事御当局におかれましてはそのような状況を踏まえまして、いよいよ国からこの登録事務を団体へ移譲するという御決断をいただいた次第でございます。

第三の法務大臣の許認可行政の簡素化につきましても、逐年、御理解と御指導によりまして内部の充実を図つてまいりました。その自主性にかんがみまして、とりあえずは会則における会費等は自主裁量のもとに大臣の許認可から私ども団体自治にゆだねようという方向も決した次第でございます。

以上三点につきまして、今申し上げましたとおり、私も集団内部のみずからの発想と熱望によるものでございまして、これを実証するものといひまして、去る一月十六日の連合会臨時総会におきまして、圧倒的多数をもってこれが法改正をお願いしようという内部意思を決定いたしましたものでございます。

戦後、司法書士法の改正は数度にわたりお願いしてまいりました。司法書士法の改正につきましては、私も司法書士集団と団体におきまして、その都度、常にその時点に立ちまして過去を振り返り、みずからこれを厳しく反省し、いかにして国民各位の負担にこたえるべきであるか、法律職能としてよりベターな体制を整えるにはどうあるべきかといふことで熱慮、研究、努力をしてまいつた足跡でございます。その意味におきまして、司法書士法の改正は私どもにとりましては深い反省と新たな躍進へのモメントとなつてまいつたところでございまして、今次の法改正に当たりまして、今申し上げました私どものみずからの熱意、また国民の負担にこたえようとする強い責任感、並びに現在の法治国家日本におきましての法

律職能としてより充実した機能を果たしたいという状況のもとに、この法改正の実現、成立を心から切望をいたしておるところでございます。お手元の具体案につきましては、所管の法務省民事当局とも再三再四、時を制し、また問題点を描出し、いろいろと真摯な御検討をいただいてまいったところでございます。価値観の多様化をもちましておりまします現代のことでございます。私も内部にもいささか多様な考え方もなかつたわけではございませんけれども、そのような検討を重ねていくうちに大いなる理解と共感を呼ぶことを得まして、集団一致の熱望点として法改正をお願いする段階に到達したものでございます。

さような経過並びに司法書士自治、並びにそれを基軸にいたしまして、国民各位の負託にこたえ、国民の権利の保全に寄与したいという念願をよりよくお酌み取り賜りまして、ぜひともこの改正法律案の成立を見ることができましよう。先生方の格段の御理解と御尽力をお願いいたしまして、粗略でございますが冒頭の申し述べの点といたしたと思ひます。よろしくお願ひをいたします。(拍手)

○片岡委員長 ありがとうございます。

次に、多田参考人にお願ひいたします。

○多田参考人 ただいま御指名をいただきました日本土地家屋調査士会連合会長の多田光吉でございます。このたび、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして御審議をいただいております。衆議院法務委員会において参考人として意見を述べた機会をいただきましたことを感謝申し上げる次第でございます。

まず初めに、結論をいたしまして、御審議をいただいております土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきましては、本国会においてぜひ成立されますよう特段の御配慮をお願いいたしたいと思ひついでございます。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対して賛成する理由と、これまで対処いたしました経過の概要を申し述べ、御参考に供したいと存じます。

ます。

御承知のように、土地家屋調査士制度は、昭和二十五年七月、法律第二百二十八号をもって制定公布されております。立法当時の趣旨説明によりますと、第一条に、「この法律は、登記簿における不動産の表示の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを目的とする。」としておるわけでございます。

こうした基本構想は、制度の意図するところとして、台帳の届け出自体が極めて正確であることを保証するために必要な制度として設けたと言われおるわけでございます。昭和二十五年税法改正に伴う土地台帳法、家屋台帳法が改正され、登記所の所管に移されたわけでございます。この登記所に移管されて、今まで税制の性格の台帳であつたものが不動産登記の権利の客体を明確に公示する台帳としてその所管事務が登記所に移されるのに伴ひまして、その正確性を期するためには所管する役所においてこの業務を行うことが適當である、しかしながら、人員あるいは巨額な予算を必要とするところから、調査士制度をしてこの正確な業務を行わせることが最も適當である、こうした措置によつて制定されたと考えられるわけでございます。したがつて、土地家屋調査士は、日常業務におきまして行政が行う事務の一部を負担する職業である、こうした自覚に立つて業務を行つていくのが実情でございます。

御承知のとおり、不動産の登記制度は不動産の表示に関する登記と不動産の権利に関する登記と別個独立した制度としておるわけでございます。不動産の表示に関する登記は権利の客体である土地または建物の状況を明確にするための登記でありまして、不動産の権利に関する登記がされること否にかかわらず、義務として表示登記をしなければならないというところになっておるわけでございます。したがつて、登記簿の表題部に登記がなされていなければ権利の登記を許さないということにされておるわけでございます。こうしたことから、表示に関する登記につきましては現況把握

による職權主義としておるのに反して、権利の登記は書類審査主義をとつておるわけでございます。登記制度として不動産に関する権利を登記簿上明らかにするとしても、その権利の客体である不動産自体の物理的状況が登記簿上に明確に把握されていなければ、およそ権利が何らの意味を持つものでないということが言えるわけでございます。

以上、登記制度の概要を申し述べましたが、このたびの法改正は公共嘱託登記事件の業務処理体制の整備をするためのものであつて、その要因は、古く昭和四十七年四月に法務省から公共登記の嘱託が不適格なものが多く見られ、登記事務処理上一般事件処理に停滞を来しているのが現状であると報告され、この改善方策について協議をいたしまして、官公署における嘱託登記事件は非常に数が多いとございますので、この大量な登記事件は個人資格による司法書士また調査士の個人事務所では事件処理が可能でないということから、法務省民事局の御指導のもとに日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会が合同いたしまして公共嘱託登記連合委員会を組織して、各単位会に対して公共嘱託登記事件受託組織を組織いたしまして、公共嘱託登記事件の適正、円滑、迅速な遂行を図り、公共事業の円滑な実施によつて国民の権利保護に貢献をしたい、こうして整備を図つたわけでございます。

全国的に見ますと、嘱託登記関係機関に対して積極的な活用の運動をいたしておるところでございますが、しかしながら発注官庁側からの意見として、契約上に法人格がないこと、責任の所在が不明確である、こうした提言がなされ、これが隘路となつて所期の目的を達することができないような結果に終わつております。一応専門家集団がそうした姿勢を示したことに對しては理解が得られたとしても、まだ積極的に活用する方策がないということ、こういうような状況から、この隘路解消に法改正が必要であるとして、日本土地家屋調査士会連合会の公共嘱託登記受託組織の法人

化、この基本構想を公共事業の円滑な推進に寄与することを目的として設定いたしました。昭和五十八年度の連合会総会に提案いたしました決定いたしました。これをもつて法務省民事局に対し早期法人格付与の要請をしてきたところでございます。制度の将来にまだ危惧される点も数あるわけでございますけれども、総会における一万八千名の会員の強い要請でございます。法務省民事局の御指導によつて両連合会が合意いたしました法人化の早期実現をお願いしているわけでございます。全国一万八千会員の要望とするところから、このたびの法改正案についてはぜひ成立をお願いしたい、このように思ひついでございます。

次に、土地家屋調査士の資格登録の事務を日本土地家屋調査士会連合会に移譲する改正案について意見を申し述べたいと思ひます。両連合会においては、従来から資格登録を連合会に移譲することを要望してまいつてきたわけでございます。たまたま政府の臨調の行政改革に関する最終答申において、許可認可等の改善の一方策として行政事務の民間団体の活力の活用が提言されております。これに伴ひまして、資格者団体の社会的地位を高め、資格者の資質の向上を図る観点から、行政機関の指導監督のもとに当該資格者で構成する団体等において処理させるといふことから、土地家屋調査士の資格登録事務を日本土地家屋調査士会連合会に移譲するための改正案となつたと思ひます。また、調査士の補助者の承認制度は、本年三月、調査士事務所を管轄する法務局または地方法務局長に届け出の制度として改正されておりますけれども、その際に連合会は調査士の使用する補助者については、各会の自主性を高めるために会に届け出制とするべきである、こうしたことをあわせて要望してきたところでございます。これらの受け入れについては十分検討いたしまして、適正に対処すべく既に準備を進めているところでございます。

日本土地家屋調査士会は六月十三、十四日、定時総会を設定いたしております。この総会に、十

三年にわたる要望を続けてまいりました法改正が成立され、報告できるとすればこの上ない喜びに存するものでございます。したがって、一万八千会員の要望としてぜひ本国会において成立をお願いしたい、このようにお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単にございますが、意見として申し述べ、これをもって終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○片岡委員長 ありがとうございます。

○片岡委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 参考人の両会長におかれましては、貴重な御意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。

まず、登録事務の移譲に関してお尋ねしたいと思うわけでございますけれども、このことは自主性の強化ということで大変結構なことだと思うわけですが、しかし、受け入れということ、機構、運営あるいは事務等に大変いろいろな問題があると思うわけですが、この受け入れ体制の問題について御意見があれば両会長からお聞かせいただきたいと思っております。

○侯野参考人 ただいま高村先生から大変力強い御指摘を賜りまして、ありがとうございます。

御指摘のとおり、受け入れ体制、即ち言葉どおりの自主的な処理ということになりますと、本当にみずから力と英知によりましてこれを管理しなければならぬという大いなる責務があると思っております。特に入り口におきます登録におきましては、せっかくの激しい司法書士試験を経る等並ならぬ努力をされました国民の中からの選抜者をお迎えするわけでございますので、その責任はさらに大きなものがあると考えております。

まして、この処理を的確、適正に行うということ司法書士制度への国民一般の信頼と理解を深めるものであらうと考えております。

具体的には、今申し上げましたような本質的意義におきましてチェックポイントは当然総力を挙げてこれを行わねばなりませんし、また現実の事務量におきましても現時点よりは相当量の増加を来すものと考えております。ただいま日本司法書士会連合会におきましては、本法案の御可決を期待いたしながら、コンピュータシステムの導入等につきましても検討を開始いたしております。既に現時点におきまして委員会の状況の把握もコンピュータのソフトに組みまして行つてはおりますが、今申し上げましたような意味におきまして重大な責任を果たすためのより一層のソフト等も考えまして行いたいと思っております。

さらにもう一点だけつけ加えますならば、いろいろな欠格条件等につきましての調査も十全でなければなりませんので、各司法書士会に調査委員会のようなものをご設けまして、まず第一次的な調査も必要ではないか。これはなお詰めてまいりたいと思っております。

第二点におきましては、これは登録を申請する者のサイドの問題でございますが、いろいろな市区町村等の条件具備の証明書、これを徴求するとか、さらには刑事犯罪等につきましては、これは法務省当局にお願いをいたしておりますが、各地の法務局または地方法務局の御協力も得ながら進めたい。さらに、以上トータルいたしました意味の本人の自己帰属といたしましての本人からの誓約書も徴求したい。さらには、現実には各司法書士会におきまして第一次的に面接もいたしたい、かような手当ても考えておるところでございます。

○多田参考人 日本土地家屋調査士会連合会といましては、登録事務についてはなるべく簡素化を図つて対応してまいりたい。したがって、各会においては、それぞれ各会を経由して登録事務が行われるわけでございますが、現在五十の法務

局において登録事務を行つていたものが一カ所に集中するというところで非常に事務量の負担がある、こうしたことを配慮するためには何か現在の近代機器を利用するような方向も取り上げて検討をしたい。現在、日本土地家屋調査士会連合会の事務所は新橋の駅前ビルにございますが、非常に狭隘でございます。これらについても、登録事務とは別に、会館の拡大ということも計画いたしまして、文京区に現在の七倍程度の会館を取得するという計画で、これは本年の九月末にはそこに移れる、そうしたことも配慮しながら整備の準備をいたしておるわけでございます。

ここで一つお願いを申し上げたいと思ひますのは、犯歴調査、この身分調査において秘密事項に含まれるものは、日本土地家屋調査士会連合会に何らかの自治団体からの証明をとる手だてがないものか、これは法務局を通じて身分関係の調査をするということになるかと思うわけでございまして、こうした秘密事項が保守されるとする手だてがあるとするならば、何かそうした手だてを考えていただいたら最も事務の簡素化につながるであろう、このように考えておまして、先ほど冒頭の陳述の終わりで申し上げました登録事務の移譲についての人的、物的準備を進めていっているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○高村委員 公職協会の創設に際してお尋ねいたしますが、もう既に十二年ほど公職受託団が活動してこれといったお話がありましたけれども、人格がないというところが隘路になっていて、これから法人格を与えられた協会ができるわけでございますけれども、これによって受託件数がどのくらい増加すると見込んでおられるのかということ、既に個人の方でこういった仕事をやってこれらの方の既得権を侵すおそれがあるのではないかと懸念されるのですが、そういう点についてどうお考えか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

○侯野参考人 まず、御指摘の前段の法人化した局において登録事務を行つていたものが一カ所に集中するというところで非常に事務量の負担がある、こうしたことを配慮するためには何か現在の近代機器を利用するような方向も取り上げて検討をしたい。現在、日本土地家屋調査士会連合会の事務所は新橋の駅前ビルにございますが、非常に狭隘でございます。これらについても、登録事務とは別に、会館の拡大ということも計画いたしまして、文京区に現在の七倍程度の会館を取得するという計画で、これは本年の九月末にはそこに移れる、そうしたことも配慮しながら整備の準備をいたしておるわけでございます。

場合の受託量の増加の問題でございます。結論から申し上げます、法人化して組織体制が整ったというところで、一夜明ければ受託量が目をみはるよう増加するというところではないと考えております。すなわち法人を設立いたしまして、その社員はすべて司法書士でございますので、司法書士の連帯と結束によりましてよい意味の受託活動を展開をいたしまして開発をする、またそれにつきましては司法書士会本会もこれを指導し、バックアップし、助言をしていくというような体制の中で行わなければならないと考えております。御指摘もございましたし、また冒頭申し上げました十二年余にわたります委員会活動の実績におきましては、仮に総量八百万件と考えまして、そのうち大体二割、すなわち十六万件程度を処理いたしておるのが現状でございます。単純計算でございますが、あとの七八割につきましてはまだ受注見込みのものである。

また、それにつきまして、後段で御指摘の司法書士の会員の中でいわば既得権的に申しまして、うか、それなりの努力によりまして受注処理をしまいたった向きもあることは間違いございませんけれども、今申し上げましたような状況でございますので、これからの迅速に集団の処理を法人という体制によりまして取り進めた場合に既得権的に努力してまいりました会員の努力を無にするところは絶対にない、かように確信をいたしておる次第でございます。

○多田参考人 お答えをいたします。公職受託事件の拡大ということでございますけれども、このことは行政で行う表示登記の事務を調査士をしてその的確性を図るのだという制度から考えますと、表示登記すべては調査士の手によつてそうした公示制度の確立を図っていくということが考えられるわけでございます。しかしながら、表示登記につきましては本人申請を原則としておるわけでございますので、公職における登記事件につきましても、そうした意味合いも含めながら、受件拡大を図っていききたい。

こういうことで一番問題になりますのが報酬の
関係でございます。この報酬の関係につきましては
も、一般報酬よりもある程度発注者側の予算との
関係で低額にせざるを得ないという現状がござい
まして、こういうことから他の一般会員との業務
の關係で摩擦がないという事はないわけでござ
いますけれども、制度が社会に定着し理解される
ためには、こうしたことを基礎にお互いの努力に
よつて発展させてまいりましょうということで、
私も全国会員が一体となつてこれについて賛成
をしているわけでございます。

したがつて、こうした業務の拡大についての努
力は必要でございます。さらに、会員との摩擦に
ついては余り問題もない、話し合いの中で十分対
応できるのじゃないだろうか、このように考えてお
るわけでございます。

○高村委員 今回の改正の中心となつてゐるの
は、登録の移譲と公職協会制度の創設、この二点
だろうと思つてございしますが、それ以外に司
法書士制度あるいは土地家屋調査士制度に関し
て、将来の問題として、御希望があれば参考のた
めにお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひま
す。

○侯野参考人 司法書士制度は播磨の明治五年を
起点といたしまして百十二年の足跡を有しており
まして、今日非常に深い層、広い面での国民各位
の法生活上の御相談に及び、またそれから必然す
る法律事務を行つてまいつておるわけでございま
すが、何分にも法廷における活動という点はな
いわけでございしますが、現実の法生活におきま
する多様なニーズにこたへたいと基本的に考えて
おります。

そういう点から、将来どうあるべきか、さらに
は具体的には次の法改正でどのようなことを本院
におきまして御理解のもとにお願いをいたした
いかという点は、大変たくさんあることはあるわ
けでございます。しかしながら、何分にも現実の
問題といたしまして、私どものみずからのサイド
におきまする資質のより一層の向上等もいまだ必

ずしも十全ではないという点もございまして、全
国一万五千百名相互が確認し合ひながら研修制度
の充実も図りたいと考えておるところでございま
す。要は、私どもの法律職能としての専門性をよ
り高度化したい、またそれをどのような形で法制
の面におきまして具現することを願うかという
点は、おこしめしてまいりたいと考えておるこ
ろでございします。

むしろ現時点におきまして全国の司法書士会
が非常な関心を持っておりまして、高度ニュー
メディア時代を見詰めて、例えば今次本委
員会におかれても御可決に相なりました登記事務
の電子情報組織化を図りまして、より一層登記事
務を円滑化されるという点との関連におきまして
司法書士の現実の業務処理のあり方がどのように
変革されていくのであるかという点がございま
す。これ等につきましても、おこしめしてこれを特別
会計によりまして実践、取り進められまします法務
省民事当局ともよくその状況把握をお願いいたし
まして、逐次対応してまいりたい。甚だ具体性に
欠けるようなお話を相なりますが、大きなトレン
ドとしてはそのように考えております。

○多田参考人 私ども調査士業務を行う上から、
十七条整備がなされないということから、現状に
おける調査測量あるいは境界の確認、こうしたこ
とに非常に負担がかかつておるわけでございま
す。登記制度におきましても、表示の登記は正確
に公示されたとしてもその経過の記録が何もし
ない。したがつて、登記はあるけれども現状はど
にあるか確認をする手だては、表現の方法として
なかなかできないということもございします。これ
が十七条によつて位置、区画を明らかにする手だ
てだ、私どももそう考へて要請をしておるわけで
ございしますけれども、実際の問題として地図整備に
ついては膨大な予算を必要とするわけでございま
すので、事情を考へますと無理な要求もなかなか
できないということから、私ども努力によつてそ
うした明確化に協力を、協力と申しますが業務処
理の上で苦勞しているわけでございします。したが

つて、将来といたしましては、登記簿の表題部に
ついて、こうした現状を再現できる方策の表示の
表題部ということに改正したら制度がもつと
公信用と言ふことも客体については公信用を持つ
というふうな手だてが必要ではなからうか。そう
いうことも考へながら、将来の問題としては現況
と表示が一体となる方策、こうしたことが登記制
度の充実である、こうしたことに努力をいたし
たい。また法務省にもいろいろ要望しているわけ
でございます。

そうして、将来においては、先ほど申し上げた
ように調査士業務が行政の一部を負担するという
ことであるならば、そうした登記制度の確立を求
めるためには、調査士の資格者をして業を行わな
ければならないというある面も考へてもいいじ
やなからうか。このようなことで、将来を確立し
ながら今構想をしているわけでございします。これ
らについても法務省に対して要請もいたし、また
御指導いただいております。

今度、公共職託登記協会というものが法律の改
正によつてできるわけでございしますけれども、こ
れらについても、十分機能するような法務省から
の各省庁に対してのアドバイスとかいろいろな協
力をいただきたい。そうして、国民に理解される
制度としての機能を果たすためにはそうした努力
も必要であるし、また行政のお力もかりたい、こ
ういふふうに願つておるわけでございします。

以上でございます。

○高村委員 どうもありがとうございました。

○片岡委員長 天野等君。

○天野(等)委員 本日はお忙しいところ、両参考
人にはこの法案審議のために御協力いただきまし
て大変ありがとうございます。私の方から若干の
点について質問をさせていただきますと思ひま
す。

時間がございませぬので重複を避けてと思ひま
すが、自主登録といひますか登録移譲の問題につ
いて一点だけ、両会の会長としての参考人にお尋
ねをいたしておきたいと思ひます。

今回、両会ともに登録を自主登録にしていくな
いうことで、自律性という点で大きな前進を見た
のではないかと思つてございしますが、同時に
そのことは、会自体の責任ということの重さも今
までとは比較にならないくらい大きなものになつ
てくるだろうと考へるわけでございします。そうい
う点から見て、実はこれは私、法務省に対しても
質問をしたのでございしますけれども、登録事務に
ついて両会が自主的に行うということならば、当
然それなりに会員に対する綱紀の肅正を求めると
いう意味でも懲戒権なり何なり、こういうものを
持つのが本来的には団体としては自然な姿ではな
からうかと考へるわけでございします。その点につ
いて、まだそこまでの自律性を持ち得ないのでは
ないかというふうな考へ方も法務当局からは聞か
されておるわけでございしますけれども、両会の御
見解をお聞かせいただきたいと思います。

○侯野参考人 私ども司法書士の団体といたしま
しては、組織いたしました全国の会員と接しま
すあらゆる機会を通じて、御指摘のとおりまず
理念といたしましては、完全な自主懲戒権という
ものは持たないという念願は持つておる現実で
ございします。ただ、昭和五十三年法で御紹介に相
なりました法改正におきまして、一応段階的に注意
勧告権というものを団体の内部にお認めいただい
たわけでございします。これにつきましても、
連合会で逐年その実績につきまして状況把握に努
めております。いろいろと極端には、新聞紙上に
露出するような会員の業務処理もないわけでは
ございませぬけれども、いろいろな御指導のおかげ
をもちまして、今申し上げました注意勧告対象と
いう点につきましても、実はその対象事件は非常
に少ないという現状でございします。これが今申し
上げました理念としての懲戒権とはどうなるかと
いう点につきましては、必ずしもその部面につい
ての実績を示すものではないわけでありまして
で、そういうせつかくお与えいただきました注意
勧告権等の実績をいまいしはよく把握をす
る、それから、団体執行責任機関におきまする充

○天野 参 委員 今早急に懲戒権ということではないにいたしても、両会ともに自律性を持った会の運営という方向をこれから強めていかなければならないとすれば、当然のことながら、協会の理事者の会員に対する権威といえますか、そ

るといふ意味におきまして、今任意的な状況でありまする委員会におきまする状況が、一挙に全員参加という形に相なる地域もあるのではないかとというようなことも寄り寄り考えております。先生御指摘のどの程度の数字になるであろうかという点につきましては、必ずしも正鵠を射ることは今の段階ではできないわけでございまするけれども、担当いたしましたしております連合会の機関等での六、七〇％は参加を得るのではないかというふう

は、実質的なものに取り組んでまいりたい、そして一般発注官庁の認識も、業務処理の経過によって理解をしていただくような積極的な推進を図っていききたい、このように考えておるわけでございます。

○天野(等)委員 協会の業務の内容なんですけれども、こういうふうにお考えなんでしょうか。協会自体で直接司法書士あるいは土地家屋調査士の業務を行うというふうなことを基本にお考えになるのか、あるいは基本的には協会自体で直接司法書士

で社員である調査士に業務を配分するということになるわけでございます。こうしたことから、現在行っております受託団組織が当然必要になろうかと思うわけでございます。したがって、私どもの公共嘱託の登記事件は大体一カ所に集中する、あるいは継続といいますが、業務が連係されているということがございますので、そうした地域、地域の事情もございますので、そうした地域に支部を設ける、あるいは受託団をその地域に組成をする、業務処理の円滑化を図るために何らかそう

○多田参考人 御指摘のとおりに、配分については非常に問題のあるところでございます。こうしたものを公平にするということではなければならな

現状におきましては、過般、五、六年前でございましたが、例えば建設省の御所管の中に中央用地対策連絡協議会、略してこれを用対連と申すわ

いすることによりまして充実した業務、機能を果たすということも根幹に宿ります大きな基本でございまして、今後、この法人の設立を契機といたしましていろいろと見直しを図りたい。

少しく申し添えますと、非常に煩雑な登記事件、例えば相続人の捜索、探索が非常に難しいというようなことが原因いたしましてそのまま放置されておる難渋事件もたくさんございます。これ等につきましては、それに見合う特別の報酬と

○天野等委員 報酬の問題ですが、確かに公共事件ですから、どうしても予算ということが粹として出てくることはこれもまた当然であると同時に、ただ、そういうことで司法書士、土地調査士の仕事に対する評価が低くなつていき、それぞれの会で定められている一応の標準報酬というようなものが結果的に無意味なものになつてしまふということも——やはりそれぞれの仕事が司法事務、法律事務として重要なあれを持つておるわ

けですから、受注競争という形でどんなに安くなくていきその結果仕事が増えなくていくというところでは、せっかく公共職託というところで専門家の手によって事業を迅速に進めていくという本法の趣旨にも反してことになるのじゃないかと思うわけです。また、協会が大きな組織をもつて個人の人も安く受注をするということになれば、これまた既得権の侵害ということにもなってくるかと思うわけで、その辺について十分な御配慮をぜひともお願いしたいと思います。

最後に、そういうことも含めまして今後司法書士会、調査士会で共同して何か連合体みたいなものを考えて受注面での協力に当たるといふおつもりがないかどうか、その辺いかがでございましょうか。

○侯野参考人 発注者サイドからのニーズを充足するという意味では、先生の御想定に相なっておりますように、調査、測量、表示の登記を扱います土地家屋調査士による法人、それから権利の登記を扱います司法書士による法人がともに共同作業によりましてそのニーズを充足する必要は不可欠だろうと考えております。

そこで、今次御理解によりまして法が成立を見ます直後に、両連合会の話し合いによりまして、ジョイントベンチャーと申しますか両士法人が共同作業を行うというルールを実際面で確立をいたしたい、そのための具体的な手だてをいたしましては各地域におけます両士法人が協定書を結んできちつとしたけじめをつけるべきである、そうしないと発注者にも御迷惑をかける、ひいては国民の御理解も得られないのではないかとということで協定書をたいたまま煮詰めておる最中でございまして、先生の御注意点を体してより合理的な方法を実現いたしたいと考えております。

○多田参考人 両連合会が共同受託の方策——これは分離できないとすればどうしても共同受託といふことになるわけでございまして、それらについて対応をどうするかということについては、先ほど侯野司法書士会連合会会長が申し上げ

たとおりでございまして、御了承いただきたいと思ひます。

○天野(等)委員 どうもありがとうございます。これをもちつて終わります。

○片岡委員長 中村殿。

○中村(憲)委員 両参考人におかれましては、本日は本委員会においでをいただきまして御意見を賜り、大変ありがとうございます。幾つかの点について質問をさせていただきます。

まず最初に、公共職託登記の協会のことでございますけれども、この問題で、今回の法案におきましては、一つの法務局あるいは地方法務局の中に複数の法人をつくり得るといふことになっていくのであります。それにつきまして、両会はその複数であるということに対してどう考えておられるのか、それを伺つておきたいと思ひます。

○侯野参考人 御審議を賜つております法の考え方は、中村先生御指摘のとおりで、各都道府県に必ず一個ということではなく複数もあり得るといふ建前になっております。

司法書士サイドにおきましては、本来発想は一県一つというのでまいっておりまして、ただいまの時点においてもそのことは変わらないわけでございまして、ただ、目を翻しますと二つの問題がございまして、一つは、独占禁止法サイドにおきまして考え方をいたしまして、一県一個という独占形態であつてよいのかどうかという問題が今後の設立後の運営と関連いたしましてある。二つ目には、広い地域を持ちます県、地域におきましては二つというところもあり得るのではないかと。それは単に地理的な広さに限らず、公共事業のプロジェクト自体が縦貫道路であるとか、いろいろな具体的様相を呈したプロジェクトの締めくくりとしての嘱託登記ということが想定できるわけでございまして、そういう場合には合理的、迅速な体制を整える必要も発注者のニーズにこたえるためには必要ではないか。

こういつた点からも複数という基本であつてよいのではないかと、あとはその地域地域におきま

司法書士会の指導等によりましてみんながよく話し合ひまして、一つであつて十分だといふところは一つというふうなことでやつてまいりたいと思ひております。

○多田参考人 御指摘のとおり、今度の法文の中からは一つと限定してないといふところで幾つもの点でございまして、例えは東京会は二千人の会員を擁しておるわけでございまして、これが協会員になりますと、業務の配分その他についても非常に困難が起きてくる、また協会の運営にも相当困難があるだろう、こういうこともございまして、これら特殊な事情の地域については二つとか、余り競争的なものでございませぬので、競合しない形で制約しながら指導してまいりたい、特殊な事情については一つでないといふこともあり得る、こういうふうな考えでおるわけであります。

○中村(憲)委員 今の点を重ねてお伺ひしておきますが、今両参考人が言われたことからいふことがわかるわけでありますけれども、当初法務省は参考人の言葉をもちつてすれば一県一個だ、こういうふうなことで構想を示されて、それを両会に提示をした、両会はその中で解をしようといふこととして、法案が提出されてくる過程になると、今度はこれは複数であるのだといふことになった。これは何か了解事項の違反というのか、それは大げさかもしれませんが、話がついていないか、どういふことになつてくるのか、その辺どう考え

ておられるかといふことが一点。

それから、両参考人のお話の中で、できれば単数にしたいのだといふことで、そういう方向で各単位会等も指導をされるというふうなお話がありますけれども、実際問題としてそういうような強力な指導というものをされるのかどうか。この二点を両参考人に伺つておきます。

○侯野参考人 中村先生御指摘のようなこの案の所管御当局と私も団体との協議過程の御測定も、これはあるいはそういう御解釈もあり得ると思ひますが、率直に申しまして、先ほど申し上げましたように十二年間、人格なき社団ではございまして、やつてまいりました公職委員会は一県一個という実績がございまして、そういう一つの慣性といへば慣性的なものもある、それから、何と申しまして司法書士会本会と密接に連携してまいりました関係もございまして、過去並びに現時点でも一つがよいのではないかと、この点は、私もサイドの事情をいたしまして現存しておることは間違ひございません。

ただ、将来二つが有り得るということに対しましては、司法書士会本会のそういった法人への対応の責務も大きくなるわけでございまして、いわば松葉型のように、二つの法人を本会が基本的な、同時にまたメンタルな、精神的基盤として大いに指導してまいらねばならぬということに相なるかと思ひます。いずれにいたしましては複数であるような発注事情に相なれば本会の意味ではありがたいこととございまして、そういうときにこそ先生御指摘の自律的なお互いの統制機能を発揮いたしまして、整然と行なわねばならぬ。片方が巨大化して片方が矮小化するということが絶対あつてはならない、またそのようにお互いの連帯と英知で行つてまいりたい、またまいることができると確信をいたしております。

○多田参考人 これにつきましましては、認可の段階で行政指導が行われるといふことになるわけでございまして、これにつきましても法務省と協議をいたしております中では、行政指導で果たして制限

的なものができるかどうか、こうしたことも単位の動向によつて決定せざるを得ないことになる。現状における単位の姿勢につきましても、単一であるという要望をいたしておりますので、乱立ということはない、このように信じておりますので、連合会といたしましても、こうした協会が本間に機能するような、評価を受ける措置になつてほしいということで、これについても現状はそうした意向がございますので、単一化ということと指導してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○中村(憲)委員 次に、今の公共嘱託登記の協会の社員は司法書士あるいは土地家屋調査士でなければならぬ、こういうことになつたのでございませうけれども、協会の理事というものは過半数は社員でなければならぬけれども、社員でない者も理事たり得る、こういうことになつてゐるわけでございまして、これはどういうわけであらうか。また、社員でない者を理事にするという場合に、どういう人に理事になつてもらうとお考えになつておられるのか、その二つを両参考人に伺いたいと思ひます。

○侯野参考人 御指摘の点につきましては、私も司法書士サイドでは理事はオール司法書士の資格者であらねばならないという強い要望もあることは事実でございます。また、司法書士のサイドから見ると、そのように同職によりまして業務執行の責任を分担し合うという方が何かにつけてよいのではないかという発想も基本的にあるわけでございまして、冒頭に陳述申し上げました民法三十四条の法人の基本性格から見まして、やはり法の建前としては門戸開放型がよいのではないかと。何分にも司法書士は法律実務家、法律職能としての任務が基本になりますので、法解釈的にもそのような建前が至当ではないかという点がございまして、

第二には、しからばこれを全く閉鎖型で司法書

士だけでいいのかという点に實際面で見たい。また、先生御指摘の具体的な、例えばでございますが、この法人の業務執行を責任体制としても拡充していくためには、損害賠償保険制度による発注者に対する担保責任と申しますか、ひいては国民に対するギランティーを要するわけでございまして、そういう場合に、理事者の一端にそういう専門家を加えることによりまして、よりよい体制をしくこともできるのではないかと。すなわち司法書士一職でない方が、これからの時代の進展に伴ひましたり、また公共事業の進展なり社会の趨勢、経済基盤の変化に見合つた英知を得られる人材を加えることもできるのではないかと。そういうような点もございまして、この法の建前に賛同いたしてゐるところでございます。

○多田参考人 協会の理事に資格者でない者が参画をするということについて、調査士会連合会といたしましては、これは協会の自主性でございまして、必要がなければ入れないこともできるし、またどうしても必要であるとするならば他から求めるということもあり得るわけで、他から求める場合には何かしら協会が発展するための要素があるものでなければならぬ。

もう一つには、理事が調査士の資格者でございまして、それぞれ各個人の事務所を持つてゐるわけで、協会に常駐するとしても個人の事務所をなげうつというわけにいかない、そういうことからもうこうした常駐する理事は他から求めることも必要である、こうした考え方に立つてゐる。理事全部が調査士でなければいけないということで規定をいたしますと、そうした自己業務ができないうことになりまして、そういう面も配慮しているわけであります。

○中村(憲)委員 今ちよつと抽象的に聞き過ぎましたけれども、端的に言つて私が聞きたいことは、それじゃ各協会ともいわば専任の専務理事みたいなものを置くという考えはおありになるのかどうかということをお伺いしたわけでありま

す。いかがですか。

○侯野参考人 御指摘のとおり、法人設立後の望ましい姿は、どんな発注がある、それを的確迅速に大量処理をみんなが力を合わせてやるということでございますので、当然その進展に伴ひましては常駐専従者としての理事者を置く必要も出てまいらうかと存じますが、ただいま私ども司法書士団体では、連合会に専務理事制をしいてゐるのが唯一の例でございますが、これは全国からでございます。専任する者を見つくることは至難のわざでございますけれども、地域に設立されます法人におきましてはその点も多少緩和されまして専従者を得ることもできる、ということになりますと、御指摘のように外部からそういう人があつてもよいのではないかと、経営能力を持ち、また理事の執行責任を誠実に実行する第三者であつてもいいのではないかと。これもあり得るかと思ひますが、そういう点も今後、状況によりましては考えなければならぬと思ひます。

○多田参考人 ただいまの侯野司法書士会連合会会長の意見と同じでございますけれども、いづれにいたしましても、そういう組織自体ができるとすれば常任が必要であるということから、他から求めることがどうしても必要であらう。一つ心配されてゐるのは、法務省の職員の天下りということがよく言われておるわけでございまして、それども、必要があればそういうふうな措置をとつても、別に制限をするわけではございませんけれども、協会が機能しなければならぬので、常務する理事を置くことは必要だと考えております。

○中村(憲)委員 時間がありませんので最後に侯野参考人に一点だけ伺つておきますが、先ほど私が聞いたこととございまして、一県の中の公共嘱託法人が単一であることが望ましいという考え方、それは先ほど多田参考人の方から、そういう方向で指導をしていきたいというふうにはつきりおっしゃられましたけれども、侯野参考人は

そこまではつきりおっしゃらないようで、若干ニュアンスが違ふようでございます。やはり単一化が望ましいのでそういう方向で指導していきたいというお考えは、必ずしもないということなんでしょうか。

○侯野参考人 非常に失礼をいたしましたかもわかりませんが、やはり一つが望ましいという方向でございます。

○中村(憲)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○片岡委員長 伊藤昌弘君。

○伊藤(昌)委員 この法案が通りますとまた大きな事業を背負うこととなりますので、本間に御苦労さと思ひますが、しつかりお願い申し上げます。

日本司法書士会連合会の見解と全国青年司法書士連絡協議会の見解は、仄聞するところによりまして異にしておるということをお聞きしておりますが、どういふ点に食い違いがあるのか、わかつておられたらお話をいただきたいのでございます。

○侯野参考人 伊藤先生御指摘の点は、これは司法書士サイドだけの現実の問題であらうかと存じます。全国青年司法書士連絡協議会という任意団体に、青年層の司法書士が会員として研究調査活動を中心に行つております。その実績は多年にわたるわけでございまして、いろいろと市民の意識等も調査したり、また司法書士制度はいかにあるべきかといういかに青年にふさわしいアンビシャスな研究も続けてまいつております。したがって、そういう面から理念追求と申しますか理想像を追求しての検討が行われておりますが、本委員会の御審議を煩わしておるこの法改正の考え方につきまして、そういう意味での考え方の相違を持つてゐるということとは否定できません。これはいわば、研究結果としての理論的な考え方におきましてはそがなないわけではないかということでございます。しかし、司法書士会の会員でもあるわけでございまして、その青年層の全青司会

しては非常に不活発でございますので、あるいは五百万件かもしれません。しかし八百万件と見ますと、實際処理が十六万件でございますので二％と申し上げた次第でございます。また、単純計算では、したがいまして残りの九八％に公嘱法人ののぞき目すべきいわばシェアが残つておる。しかし、それは努力にまたなければならぬということを申し上げた次第であります。

○多田参考人 現状におきましては非常に住宅事件が、先ほど意見の中で申し上げましたように契約に問題があるとして拡大をされてきてなかつた。こういうことから、この法律改正によります協会が成立するならば、努力によつてある程度の事件も拡大がなされ、そして業務処理の量につい

ふうに想定をしておるわけでございます。しかししながら、発注者側の意見のようにそうした隘路がなさず解消されたとしても、努力がなければ開拓がなさずいれない。これは組織ができてからの問題でございますけれども、そうした理解を得ながら業務の拡大にも努力してまいりたい、そして事件の適正な業務処理をしてまいりたい、このように考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤(昌)委員　それじゃ時間ですから、終わります。

○片岡委員長　柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員　時間が限られておりますので、ちよつと工夫しながらお尋ねします。

　公共嘱託登記受託法人が設立されたときに最も重要なことは、この法人が民主的に運営されるかどうかということであるというように考えております。そこで、その問題について両会長の構想な

どについてお伺いするわけですが、会の方は協会に對して助言をするという規定があります。調査士会連合会の会則で遵守義務が定められております調査測量実施要領、これを守らせる、あるいは先ほど問題になりました標準報酬額をできるだけ守るといふ問題、あるいは社員が協会の仕事をするとともに会則をちゃんと守る、こういう問題占

は、正確な登記手続を確保する、その点からも非常に重要であるというように考えております。

そういう点から一つずつ伺いますが、調査士会の会則で定められております調査測量実施要領、これを厳格に実施させる、守らせるという点で調査士会会長はどうかと考えておりますか。助言をどう徹底していくかということ。それから、聞いておりますと、お二人の考えはそう相違点はないと考えておりますが、司法書士会会長の方には、協会の仕事をするとともに会則を遵守する上について助言をどう徹底するか、分けてお伺いしたいと思っております。先に調査士会会長の方から。

○多田参考人 ただいまの御質問にお答えをいたします。

協会の業務について調査士会連合会は助言をする、その位置づけの中で何か指導助言したいということの要望をしてあったわけでありますけれども、これは法人対法人の指導助言ということ、適切ではなからうということであらうような表現になったと思いますが、実質的には指導の助言をする、しかしながら、業務につきましては調査士会の会則の適用を受けるということでございますので、先生から御指摘のありました調査測量実施要領につきましても的確な遵守をしていただく、そして業務については調査士会としての立場で各会則を遵守するということで指導してまいりたい、したがって、仕事の面では協会の仕事に對してもその部分については会の指導が行われる、このように思うわけでございます。今後につきましても適正な業務をするためには規約に定められた手続を実施していただく、そうした指導をしてまいりたい、このように思います。

○侯野参考人 司法書士サイドといたしましては、まず、基本的には、法人の社員たるべき司法書士も当然司法書士会本会に入会しておる会員という事でございまして、業務を個々の者が集団的に連帯して行うという事でございしますので、実際といたしましては、司法書士会本会の総会にも当然出席をするという基本的義務があるわけ

でございます、そういった面でも十分に指導は可能である。ただし、それでも、柴田先生の御懸念をいただいておりますような実務面での規律違反と申しますか、団体の統制機能に差しわりのある者もないわけではない、そういう点で助言ということに法は考えられておるわけであります、具体的には、私どももいたしましては、設立された法人の定款におきまして内部規律を設けたいたしまして、ただし、もちろん加重要件にいたしませんと除名という重大なる結果を招来いたしますので、言うなれば四分の三以上という加重要件を加えます、さらには本人の告知、防

御弁明の機会も与える。しかし、その行為におきましては、本協会の定款、規則または総会の決議に違反した行為が重大なものであるとしか、本協会の名譽を傷つけ、本協会の事務を阻害し、もしくは本協会に著しい損害を加え、または法人の目的に重大な非違をもたらすような者、これは除名ということ、ひとつシビリアン線を引こうではないかと考えております。

○柴田(睦)委員 それから、現存する受託団と今後設立される協会との関係で、この改正案が施行された直後あたりはいろいろな困難な問題も発生するであろうと考えております。この問題に對しては慎重に、かつ会員の意見を十分尊重してやっていただきたいと思います。一つは、類似呼称禁止規定との関係で、六カ月経過後にはトラブルが生じないようにしなければならぬ、それから強制的に残存受託団をつぶす、そのときまで残っている受託団をつぶすというのではなくて、納得を原則に柔軟に対応すべきであると思っておりますが、この点、司法書士会の会長はどうお考えでいらつしやるか。それから、各協会間の業務範囲の調整問題についてどう考えていらつしやるか。特に、強大な法人ができるということになりますと、大きな公共事業の一手受託というような問題が起きてまいります。この点を避ける必要が

あると思っておりますが、この点について、これは調査士会の会長の方にお伺いしたいと思っております。

○侯野参考人 柴田先生御指摘の前段でございしますが、確かに類似呼称の関係で、今の、全国にございする人格なき社団としての嘱託登記委員会すらが抵触するやと思われ、さらには、その人格なきといえ、社団自体もあつてはならないというような考えもございする、これに六カ月のアローアンスをちようだいするということにいたしておるわけでございします。それにつきましては、これは私も内部の手だてで甚だ恐縮でございしますけれども、この法案の御可決を期待しながら、とにかくにも法の御成立をいただきまして、アローアンス期間内に整然たる処理ができるように努力をいたしたいと考えてまして、国会に對して甚だ僭越でございしますが、今か今かこの御成立の速やかなるを念じておりながら、そういう準備も開始をいたしておるところでございします。

○多田参考人 ただいま御指摘のありました施行から六カ月間、こうした間に協会が成立しないと類稱使用の禁止になるということでございします。これらにつきましても、既に調査士会といたしましては、長年の希望でもあつて、準備については、本年の五月中に各会が総会を開くわけでございします、その総会に對しても、既に準備委員会を組織するような総会決議をもらつておく必要があるという事で指示してございします、この期間内にどうしても成立をするという事で各会に指導をいたしておりますので、円満に移行されるではなからうか、このように推測をしております。したがって、各地に設けられております受託団とも、協議の中で円満な協会の移行ができるのではなからうか、このように推測をいたしておりますわけでございます。

それから、次の協会間の相互協定と申しましようか、業務の受託につきましてそれぞれ、これは連合会も当然最初の段階では指導申し上げたいと

思いますけれども、協会が成立した後については各調査士協会、司法書士協会、区域に設立されます協会が相互協議をしながら、最もいい形で受託を進めていくということにならうかと思ひますが、それまでの間は連合会としても意見を添えてまいりたい、このように思います。

○柴田(睦)委員 これで終わります。

○片岡委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

午後零時十三分散会

昭和六十年四月二十五日印刷

昭和六十年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0